

市民のチカラ、求めています！

令和7年度

て い あ ん が た き ょ う ど う じ き ょ う

提案型協働事業

を募集します



《事前に参加表明書の提出が必要です》

応募される場合は、令和7年4月11日（金）から4月28日（月）までの期間中に、参加表明書（様式第1号）を提出した上で、応募書類一式（様式第2・3・4・5号及び関連書類）を、5月15日（木）までに提出してください。

この事業は、NPO法人やボランティアグループなどの市民活動団体から、姫路市と協働で取り組む公益性のある事業を募り、審査を通過したものについて助成金を交付するものです。

「こんなことができたら、姫路のまちがもっとよくなるのに」

その想い、姫路市と手を組んで実現してみませんか。

書類提出・問い合わせ先

（書類提出・問い合わせ）

姫路市 市民活動推進課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所本庁舎高層棟4階）

TEL 079-221-2737

WEB : <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000006037.html> MAIL : sankaku@city.himeji.lg.jp



提案型協働事業 HP

（問い合わせのみ）

姫路市 市民活動・ボランティアサポートセンター 「ひめじおん」

〒670-0015 姫路市総社本町112番地（市民会館3階） ※毎週月曜日と4月16日（水）、5月15日（木）は休館です

TEL 079-281-2660

WEB : <https://himejion.jp> MAIL : shimin-support@city.himeji.lg.jp

応募団体の要件

姫路市内に活動拠点があり、次の①、②のいずれかに該当する市民公益活動団体。

- ① 不特定多数の利益の増進を目的とする公益的活動を行う非営利の団体
- ② ①に該当する団体の共同体

※ただし、下記のア～エの要件を満たしていない団体は対象外とします。

- ア 3人以上の構成員で組織している団体であること。
- イ 組織の運営に関する定款、規約又は会則を定めていること。
- ウ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- エ 姫路市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

募集部門の概要

事業区分	テーマ設定事業	自由テーマ事業	地域資源活用事業	新規団体活動支援事業
内 容	姫路市が設定したテーマに基づく事業をご提案ください。今年度のテーマは、次頁の【姫路市設定テーマ】をご参照ください。	テーマ設定事業以外の姫路市政全般について、自由にテーマを設定し、ご提案ください。	本市における地域の歴史、文化、自然等の資源（地域資源）の価値を改めて見直し、地域資源を活用して当該地域の魅力を高めること又は地域資源を未来に継承することを目的とした事業をご提案ください。	これから活動を開始する団体、または活動初動期（令和4年4月2日以降設立）の団体で、これまでに姫路市提案型協働事業の助成を受けたことのない団体を支援します。姫路市政全般について、自由にテーマを設定し、ご提案ください。
補助上限額	50万円			20万円
件 数	各事業区分あわせて12件程度			3件程度
審査の内容・方法	1次審査：資格要件審査【書類審査】			
	2次審査：提案内容審査 【提案発表会におけるプレゼンテーション審査】			2次審査：提案内容審査 【書類審査】

※テーマ設定事業に限らず、すべての事業で協働の相手方となる担当課が必要です。

※以前に姫路市提案型協働事業の助成を受けた団体は、同内容で提案することはできません。

※国、県、市及びそれらの外郭団体の他の補助制度に申し込みした場合は対象外です。

※「新規団体活動支援事業」に要する経費は5万円以上、それ以外の事業に要する経費は10万円以上であることとします。また、経費の一部のみを助成の対象とする場合があります。

※「新規団体活動支援事業」の助成は、1団体につき1回限りです。団体の名称等が異なっても、その役員の半数以上が同一の場合は、同一の団体とみなします。

※採択件数は、提案状況により変更する場合があります。また、申請件数にかかわらず、事業採択しない場合があります。

【姫路市設定テーマ】 テーマ設定事業の場合は、下記のテーマに基づく事業をご提案ください。

姫路市の「ブランドメッセージ & ロゴ」を活用した魅力発信事業 (協働先：ひめじ創生戦略室)  住むほどに 好きが深まる 姫のまち 姫路市の「ブランドメッセージ&ロゴ」	姫路市の「ブランドメッセージ&ロゴ」を活用し、本市でのくらしに関する魅力発信を行う事業 「くらしに関する魅力」として、観光地のみならずグルメやイベント、休日のお出かけ先など、何気ない“日々のくらし”の魅力を発信する事業を募集する。 ※「ブランドメッセージ&ロゴ」の活用は必須とし、すでに実施している事業に対して付与するものは対象外とする。 (例)・くらしの魅力に関するワークショップ、交流会 ・子育て世代向けのお出かけ先や、市内で開催されているイベントをSNSにて紹介
男女共同参画社会の推進に関する事業 (協働先：男女共同参画推進センター)	男女共同参画社会の実現に向けた事業 男女が対等に社会参加や参画をし、役割や責任を共に担って暮らせるまちづくりにつながる事業を募集する。 (例)・ジェンダーに関する講演会、ワークショップ ・企業等における女性活躍推進につながる各種啓発事業
AMR（薬剤耐性）対策の普及啓発事業 (協働先：地域医療課)	AMR対策に資する市民参加型の啓発活動を行う事業 本市はAMR対策推進のまち宣言を実施しており、AMR対策に資する市民参加型の啓発活動を行う事業を募集する。 (参考)市では、過去に、市民講演会や市役所ロビー展示、広報媒体への記事掲載などを実施した。 (例)・市民参加型のワークショップや講演会 ・各世代（高齢者世代、子育て世代、若者世代など）に対して効果的な啓発活動の検証と展開

スケジュール

※【ご注意ください！】昨年度から、事前に「参加表明書」の提出が必要です。

参加表明書	令和7年4月11日（金）から令和7年4月28日（月）
応募受付	令和7年4月11日（金）から令和7年5月15日（木）【必着】 【午前8時35分～午後5時20分】（土曜・日曜・祝日は除く）
1次審査結果の通知	令和7年5月30日（金）頃
提案発表会	令和7年6月22日（日）
※新規団体活動支援事業は、2次審査も書類審査のため提案発表会はありません。	
助成団体決定	令和7年7月2日（水）頃 ※全団体に文書で通知します。
事業実施	令和7年7月上旬（交付決定日）～ 令和8年3月31日（火）
実績報告	令和8年3月31日（火）まで
事業実践報告会	未定。実施する場合は、事業実施団体に対し別途お知らせします。状況により、報告資料をホームページに公開するなどに替える場合があります。

提案発表会

※新規団体活動支援事業は、書類審査のため提案発表会はありません。

【開催日】	令和7年6月22日（日）
【会場】	姫路市総合福祉会館（姫路市安田三丁目1番地）
【内容】	1次審査を通過した提案について、提案者によるプレゼンテーションを行います。
【審査基準】	市民ニーズや社会的課題に沿ったものか、公益性が高いものか、事業計画の実行性・協働事業とすることでの相乗効果・先駆性があるか等について評価を行います。
【持ち時間】	7分程度（発表後、評価員から質問がありますので簡潔に答えてください。）

応募方法

【ご注意ください！】昨年度から、事前に「参加表明書」の提出が必要です。

【STEP1】

期間：令和7年4月11日（金）から令和7年4月28日（月）

①参加表明書（様式第1号）

右記の電子申請フォームから、または市民活動推進課まで持参により提出してください。



参加表明書電子申請

以下の書類を用意して、姫路市市民活動推進課（姫路市役所本庁舎4階）までご持参ください。

【STEP2】

期間：令和7年4月11日（金）から令和7年5月15日（木）

- ② 企画提案書（様式第2号）
- ③ 事業計画書（様式第3号）
- ④ 役員及び事業関連者等名簿（様式第4号）
- ⑤ 団体目的等についての誓約書（様式第5号）
- ⑥ 人件費に関する調書
- ⑦ 団体の定款の写し又はこれに代わるもの
- ⑧ 直近2事業年度に実施した事業内容に関する報告書又はこれに代わるもの
- ⑨ 直近2事業年度の収支計算書又はこれに代わるもの

- ※ ①～⑥の様式は、市民活動推進課ホームページ（表紙の二次元コード）に掲載しています。
- ※ ⑥は、③の事業収支予算に人件費が計上されている場合のみ提出してください。⑥以外の書類は、すべて提出が必要です。ただし、⑧、⑨について、事業年度が2年度未満等の理由により直近2事業年度分を作成できない場合は、事前に市民活動推進課までご相談ください。
- ※ 提出時に代表者又は事業担当責任者の本人確認をさせていただく場合がありますので、身分証（運転免許証等）もご持参ください。
- ※ 持参できず郵送を希望される場合は、事前に市民活動推進課までご連絡ください。応募受付期間必着となりますので、余裕を持ってご提出ください。必要書類がすべてそろっていない場合は、一次審査にて失格となります。

注意事項

- 1 企画案の提出に必要な費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- 2 必ず応募書類の提出前に協働の相手方となる担当課と十分な協議を行った上で応募してください。担当課がわからない場合は、市民活動推進課へお問い合わせください。
- 3 このパンフレットとは別に「応募の手引き」（詳細版）を配布していますのでご確認ください。

（参考）令和6年度実施事業はこちら（助成事業決定のページ）

